

本市事業名	—
地域子ども・子育て支援事業の種類	利用者支援に関する事業
<p>1 事業の趣旨・目的</p> <p>子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施することで、支援する。</p> <p>2 国事業の概要</p> <p>(1) 総合的な利用者支援</p> <p>利用者の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援等を行う。</p> <p>(2) 地域連携</p> <p>子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う。</p> <p>※ 市町村はいずれかの類型を選択して実施する。</p> <p>① 「基本型」: 「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態 (主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を想定。)</p> <p>② 「特定型」: 主に「利用者支援」を実施する形態 (主として、行政機関の窓口等を想定。地域連携は行政がその機能を果たす。)</p> <p><参考>本市における現行の保育所入所、子育て支援施策等に関する相談・支援体制</p> <p>○ 京都市では、これまでから、区役所・支所福祉部（福祉事務所）に配置されているケースワーカーが、市民からの保育所入所や昼間里親等への入室等に関する相談に対応するとともに、保育所入所調整（選考）を実施している。保育所入所調整（選考）の結果、希望する保育所に入所できずに入所保留となった場合には、適宜、昼間里親、小規模保育事業等に関する情報提供等を行っている。その他、ケースワーカーは、ショートステイ・トワイライトステイ等の子育て支援施策の利用に関する相談にも対応している。</p> <p>○ また、区役所・支所福祉部（福祉事務所）内に子ども支援センターを設置し、専門職員が、子育て等に関する相談に応じるとともに、子育て支援サービスの紹介等、子育て支援に関する様々な取組を行っている。</p> <p><子ども支援センターの主な業務></p> <p>① 子どもと家庭に関する総合相談</p> <p>子どもと家庭に関する相談に対して、カウンセリングやプレイセラピーの実施、又は利用可能な子育て支援サービスの紹介や関係機関との連携等を通じて、問題の解決を支援</p> <p>② 区域内の子育て支援ネットワークの構築</p> <p>保健センターや保育園（所）、小・中学校、児童館、民生委員・児童委員、主任児童委</p>	

員等をはじめとする関係機関との連携を図り、区域内での子育て支援ネットワークを構築

③ 子育て支援情報の収集・発信

保育園（所）や児童館等で実施される園庭開放や子育て支援に関するイベント，子育て支援に関する施設，子育てサークル等子育て支援に関する地域の事業や催し，又は子育て支援サービス等の情報収集及び紹介を実施

3 教育・保育提供区域（案）

区役所・支所福祉部（福祉事務所）において，市民からの保育所入所，子育て支援施策等に関する相談に対応し，必要な支援を実施していることとの関係により，教育・保育提供区域は区役所・支所の管轄区域（第二次区域）とする。

4 量の見込み（案）

区役所・支所の管轄区域数（14）を基本とする。